事務処理フロー図

事務名 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設変更届出

作成部署 環境局環境改善部大気保全課大気担当 電話42-355

《事務処理フロー図》			《事務処理フロー図の説明》		
	届出	標準処理期間計 1日	項番	項目	説 明
曲			1		提出された届出書に記載漏れがない かどうか、添付書類がそろっているか どうかを審査します。
申請者	出書の写しの		2	届出書の写しの 返却	届出者に届出書の写しを返却します。
					(大島支庁・三宅支庁・八丈支庁の管内については、各支庁で受付、形式
各	1日 ○ → ○ 形式審査				審査、写しの返却を行います。 小笠原支庁及び特別区内について は環境局環境改善部大気保全課で 受付、形式審査、写しの返却を行い
小笠原支庁	届出				ます。)
庁を除く	書 の 送 付				
\smile	<u> </u>				
大気保全課環境局環境改善部	0				
保党改					
部					